

ルイス・ロバーツと航海条令

浅田実

【要約】 一六二〇年代の経済不況期から、ピューリタン革命期にかけては、当時英国実業界のエリートであったロンドン商人にとっても困難な時代であった。ここにとりあげたルイス・ロバーツは、そうしたなかで、貿易商人の立場から、オランダ型仲継商業を鼓吹することによって、不況打開の道を見出そうとした人である。ロバーツについては、これまでにも研究がないわけではないが、これまでの研究は、かれが仲継商業の推奨者であったがために、いわゆる前期的商人ないしは、亜流の重商主義論者として一蹴されるきらいがあった。けれども、当時英国の貿易業界がおかれていた国際的位置といったものを念頭におくとき、そしてとくに、クロムエル治下に公布された「航海条令」とか、英蘭戦争および航海条令体制といったことを考えあわせるとき、ロバーツの所論は、むしろこの国のその後の商業的發展と経済成長を方向づけたものとして、注目しなおす必要があるのではないか。本稿は、そうした立場から、ロバーツの交易論と航海条令成立期の二、三の史料とを関連づけて、吟味したものである。

史林 五四巻四号 一九七一年七月

はしがき

一七世紀英国商業史の課題の一つは、一六二〇年代の不況期から一六六〇年代にはじまる商業革命期への轉換の過程を、どのように位置づけるかにある。一六二〇年代の大不況は、当時の人びとに、経済問題の解決こそが、社会不

安や政治危機を回避する差迫った課題であることを教えたが、そこから導き出された解答には、すでに知られているような毛織物工業のセクター轉換といった方向^①とともに、今一つの注目すべき方向があった。

それは、新毛織物の場合と同じく、すでに一六世紀末から知られてはいたが、やはり経済不況を契機として改めて

注目をあつめたものであった。それは、これまでたんに一攫千金を夢みる「財宝探し」ないしは著しい投機の対象としてしか考えられていなかったヨーロッパ外を含めた遠隔の諸地域が、より地味な貿易あるいは植民の対象として再認識されはじめたことであつた。^②それは、ただちに、毛織物その他の国産品の輸出地としての意味をもつようになつた貿易地ではなく、むしろ再輸出商品の供給地としての意味の方が強い地域であつたけれども、一七世紀にはやはり注目すべき役割をもつものであつた。オランダ史の研究が教えているように、一七世紀においてはなお、かならずしも農・工業の集約的發展が十分でないところにも、各地に広く分散している小生産地を手広く繋ぎとめることができれば、当時のヨーロッパでは最大の経済的繁栄をほしいままにすることができたからである。^③一七世紀はじめといわず、この世紀末になつてもなお、英国の経済時評家の垂涎的であつたオランダの繁栄について、われわれもまた無関心ではいられない。

もとより、一六六〇年代から商業革命がはじまつた原因については、種々の角度からの検討がなされなくてはなら

ないだろうが、少なくともその一斑の理由は、第一次英蘭戦争の結果かなりな船舶が入手しえ、オランダ型の海運業が行ないやすい条件がつくられたことと、それと深い関わりをもつクロムエルの航海条令に、求められるであろう。商業革命の展開そのものが、列挙品条項を含めたいわゆる航海条令体制やオランダとの海戦と無関係ではなかつたからである。海運業の育成は、海洋国家英国にとつては古くからの課題であつたけれども、遠隔諸地域との直接貿易遂行を念頭においた航海条令は、一六五一年のものが嚆矢であつた。「帝国」形成との関わり合いで古くから注目をあつめてきたこの条令は、クロムエルの意図するところではなかつたといわれている。一方、当時の特權貿易カンパニーは、共和国政府に圧力をかけるだけの力をもつてはいなかつた。なるほど、東インド会社、レヴァント会社、イーストランド会社といつた遠隔地貿易諸カンパニーは、一六五〇年の時点で、オランダとの競争による窮状の打開を国務會議に訴えている。だが、これらの意図した旧來の特權再確認は、いずれも却下されているからである。^④しかしそれでも、これらカンパニーの商人が個人の資格で参加した「貿

「易會議」が、航海条令の審議に与っているので、やはりこの条令制定は、貿易商人の意向と無関係ではなかったはずである。

航海条令成立に際しては、すでに革命前夜から遠隔地貿易に関与していた商人の意向が背景にあったのではなかったか。その意味では、世紀後半の商業的發展を生み出す素地は、従来ともすれば毛織物輸出と関わりがないとの理由で等閑に付されてきた貿易商人のあいだで醸成されていたのではなかったか。そうしたことを提示するのが、本稿の目ざすところである。

こうした考え方から、ここに、一六四一年に上梓された商人ルイス・ロバーツの論稿をとりあげたいと思う。それは、革命前夜のこの時期には、二〇年代不況直後の通貨為替論争を主とした経済論議もようやくおさまって、国際競争の激化していく現実のなかで英国の立っていくべき道が、ようやく論議の対象となりはじめていたからである。トーマス・ロウ、ヘンリー・ロビンソンといった人たちの活躍がそれである。⑥ そうしたなかで、ロバーツだけは、毛織物の販売を離れた純粋に商人的見解を披瀝したのであった。

しかも、ロバーツのそのような見解は、航海条令制定のための「貿易會議」が作成した史料と、多くの点で相通するものがあつた。それは、遠隔地との貿易を推奨したものであり、直接、海運業をとりあげたものではないけれども、貿易の推進が、造船、海運の増大、ひいては国防に貢献するものであることを強調したものであつた。かれの見解については、これまでにも、東インド会社史の立場からする研究が出されているけれども、われわれはむしろ、それが、一六五一年の「航海条令」の意図に連なるものであり、しかも商業革命期に活発になつた再輸出貿易に強い期待をよせた見解であつたことを、重視したいと思う。

① この点については、わが国でも、船山榮一「イギリス毛織物工業と国際競争——一七世紀における新旧毛織物の隆替をめぐって——」『イギリスにおける経済構成の転換』一九六七年、未來社、七—八〇頁）などのすぐれた研究がある。

② フィッシャーは、一六四〇年頃にすでにあらわれていた新しい傾向の一つとして、東インド、アフリカ、アメリカを含めた諸地域との間の再輸出貿易をあげてゐる。F. J. Fisher, *London's Export Trade in the Early Seventeenth Century*, *Econ. Hist. Rev.*, 2nd Ser. 3, No. 2, pp. 160-161. (拙訳『一六・七世紀の英国経済』一九七一年、未來社、一一六—七頁)。

③ 村松恒一郎「レンブラント時代とその社会経済的背景」(『一橋論

發』三七卷六号、一九五二年、六〇三頁。栗原福也「ネーデルラント連邦共和国」(『岩波講座・世界歴史』第一五卷、一二五—一二三頁) 参照。

④ たよねは、ニコラス・バーボンの『交易論』Nicholas Barbon, *A Discourse of Trade*, 1690 とか、ジョサイム・チャイルドの『新交易論』*A New Discourse of Trade*, 1693 の記述をよ。

⑤ *Cal. State Papers, Domestic 1649-1650*, p. 408, p. 462. in R. W. K. Hinton, *The Eastland Trade and the Common Weal in the Seventeenth Century*, 1959, p. 86.

⑥ Sir Thomas Roe, *His Speech in Parliament*, 1641, p. 10; Henry Robinson, *England's Safety*, 1641, p. 14. 一七二〇年代不況直後のアン・ペリーンスなどの経済論議の動向については、B. E. Supple, *Commercial Crisis and Change in England 1600-1640*, 1964, pp. 196-224.

⑦ 西村孝夫「ルイス・ロバーツの外国貿易論」『キャリコ論争史の研究』一イギリス重商主義と東インド会社」風間書房、昭和四二年、所収。

一 ルイス・ロバーツと東インド会社

一六四一年といえば、ジョン・ピムを指導者とする「長期議会」が、国王との対立を明確にした時期であるが、この年にルイス・ロバーツの『交易の財宝』、あるいは外国貿易についての一論』と題した小論が、議会への献辞を付して公刊された。^① いったい、ルイス・ロバーツという人は、

ウェールズ北西部のアングルシー島の出で、一六一七年頃からロンドンに来て、「東インド会社」および「レヴァント会社」に所属して活躍した商人であった。しかも一六三九年には、東インド会社理事になった代表的なロンドン商人であった。かれの息子ゲイブリエルがのちのアフリカ会社の副所長となり、ナイトに叙せられているのを見ても、少なくとも晩年にはかなり有力な商人になっていたことが知られる。いづれにしても、若い頃レヴァント会社員としてコンスタンティノープルその他地中海域で商人としての経験を積み、のちに東インド会社の重要なメンバーになったというのが、かれの主な略歴であった。ただかれが一介の商人として以上に有名になったのは、『交易の財宝』その他の著作をのこしたからであり、そうした文筆活動については、当時の随筆家アイザク・ウォールトン Isaac Walton との交渉があったことにもよっていたといわれている。^②

そうしたかれの経歴からみると、かれの立場は、東インド会社やレヴァント会社の貿易を擁護しようとしたものであり、そのかぎりにおいて、貿易独占に固執した特権の大

商人のそれであつたと考えられる。

ピユールタン革命に際して、貿易カンパニーに所属していたいわゆる特権の大商人がどのような立場をとったかについては、わが国でも早くから研究されてきたが、本来王室との癒着が甚だしかつたかれらが、議会へ接近したことは、いづれにしても、興味ある課題である。だいいち、一六〇四年はもとより、不況期の一六二一年や二四年にも、貿易カンパニーは、議会のはげしい糾弾を浴びたのだった^④。ところが、長期議会当初においては、国王大権を制約する姿勢はもとより明確であつたし、アルミニウス派高教会主義の弾劾とか、特権裁判所、関税請負業、独占特許に対する攻撃はきびしくなされたにもかかわらず、貿易カンパニーの特権制約という問題については、まったく触れられていない^⑤。

これについては、チャールズ朝初期の議会と特権商人団との関係をも吟味しなくてはならないであろうが、とくに一六三〇年代のチャールズ親政時代を通じて、王室と特権商人団との結合がゆるんでいったことを無視するわけにはいかない。船舶税などの議会外課税の強化によって一般的

不満が昂まっていたのはいうまでもない。けれどもそればかりではなかった。いわゆる特権貿易カンパニーの特権の価値そのものが、特権の濫発によって、この時代には、滅殺されていたのだった^⑥。寵臣に対する収益特権の付与が商人の負担を重くしたことは、これまでもみられたことだが、^⑦ある貿易カンパニーに対する特権の付与ないし強化が、他の貿易カンパニーの独占や特権を侵害しあるいはこれに抵触するという事例さえあらわれはじめていた^⑧。たとえば、一六三〇年にイーストランド会社の特権が強化されて、いかなる地域からでもイーストランド産商品を輸入する権限はかれらだけに属するとされたけれども、それは、ネーデルラント経由で、それらの商品を輸入していた冒險商人組合の利害に抵触せざるを得ないものであつた^⑨。

なかでも、東インド会社の場合には、王室の支持を確保し宮廷との提携を維持していくための費用は、チャールズ朝時代には昂まるばかりであつた。オランダに対する「アンボイナ事件」の補償、あるいは毅然たる報復措置の要求に対しては、これといった対策もなされないままに、国王はカンパニーへの参加を要求し、あるいは一万ポンドの貸

付けを求めたのだった。そして、カンパニーがそうした王の要求を拒否したとき、国王はカンパニーの特権をふみにじって、廷臣に対する紅海周辺での私拿捕業を認可し、コートン会社の設立を許したのだった。王室と東インド会社との対立は、コートン会社設立以前にも明確になっていたが、これが東インド会社に対抗的な会社であったために、その貿易独占権は著しく侵害される結果となった。^⑩ そうした事情を考えると、東インド会社の代表的メンバーであったロバーツが、国王ではなくて議会に、その窮状を訴えることになった理由は、十分了解できる。たしかに、かれが『交易の財宝』を執筆した動機の一つは、「コートン会社」の跳梁に対して「東インド会社」の保護を期待することであつたらう。じじつ、かれが東インド会社理事に就任して間もない一六三九年一月二七日に、同会社は、チャールズ一世に対して請願と抗告を行なっているが、そのなかで、会社の貿易に対するウィリアム・コートンらの妨害行為を抑止するよう求めている。^⑪ それに、ロバーツの『財宝』は、一六四一年に公刊されたが、かれは一六四〇年に他界しているから、その執筆は、会社が王に抗告して

から間もない頃のことであつたと考えられるからである。

そうしたところから、ロバーツは「東インド会社の代弁者」であつた。この点からロバーツの所論に光を当てないで、商業ブルジョワジー一般論から見ただけならば、かれの議論は精彩を欠いた「重商主義思想」の一亜種として把握される他はない。^⑫ という考え方が、これまでなされてきた。東インド会社とロバーツとの関係からみれば、そうした考え方も当然と思われる。

しかし、われわれは、その執筆の動機が、ロバーツ自身が属していた東インド会社の窮状にあつたにしても、たんなる一貿易カンパニーの代弁だけを目的としたのではなく、やはり商業エリート一般の窮状を打開せんがため、さらにいえば、それによつて一六二〇年不況以後の経済的諸困難を打開するためのより積極的な提案であつたと、考えなくてはならないと思う。二〇年代の不況と三〇年代の宮廷政治によつて、商業エリートにとつても御難の時代であつた。もとより、当時の東インド会社では、もはや貿易を放棄してしまえといった議論が、会社内部からも出るほどの状態であつた。^⑬ しかし、かれの所論は、全体として英国の

貿易を、それも漸くしだいに広い世界との間に開かれつつあった遠隔地との直接貿易の成長を、推奨するものであった。

だいいち、そのフル・タイトルには、「交易の財宝、あるいは外国貿易の一論。そのなかで、技倆にすぐれた商人の手によって、秩序よく保たれた商業と規則正しい交易によって、共和国ないしは王国にもたらされる利益と商品が示されている」^①とあるのであって、これが、この史料の内容のすべてを物語っているといえるのではないか。

また、なるほどそこには、のちに公刊されたトーマスマンの『外国貿易によるイングランドの財宝』^②にあるような貿易差額論的な見解はまったくみられないので、その点では「精彩を欠いた」重商主義の議論であったといわなくてはならないであろう。けれども、そこには、商人としての外国での実際的な体験や見聞とそれに基づく叡知がにじみ出ている。そうした持味を読みとることの方が、重商主義者としての資格を云々するよりも、ロバーツその人の理解のためには大事なのではあるまいか。経済思想史の立場からみれば、それはたしかに古拙なものに過ぎないけれ

ども、当時の英国商業の国際的位置といったものは、かえって露わに示されている。そしてそこからなされたかれの提案は、この国の貿易がすすみゆく道をむしろ適切に呈示したものだといえるのではないか。以下では、ロバーツのこの史料と、それから一〇年後の「航海条令」成立期の史料とを対照しながら、そうした事情の検討をすすめていきたいと思う。

① Lewis Roberts, *The Treasure of Traffike or A Discourse of Forraigne Trade: Dedicated to the High Court of Parliament now assembled*, London, 1641.

② ルイス・ロバーツ(一五九六—一六四〇)の経歴については、*Dictionary of National Biography*, Vol. 16, p. 1274. かが東イン会社理事になつたことについては、Ethel Bruce Sansbury, ed., *A Calendar of the Court Minutes of the East India Company, 1635-1639*, 1907, pp. 305-6. *A General Court of Election*, July 5, 1639. また、かれの著作としては、そのほかに、外国貿易に参加しようとする人びとの案内書ともいふべき『商人の世界交易地図』*Merchants Mappe of Commerce*, 1638 と『商品市況の概括』*Ware-fare Epitomized*, 1640 がある。前者は、当時の商人がしばしば当惑を覚えた諸外国の通貨・為替業務に関する実状を紹介していたために、人口に膾炙し、かれを一躍有名にしたものといわれている。(D. N. B. Ibid.)

③ 浜林正夫「イギリス革命と商業資本」(『社会経済史学』第一九巻、四・五号一九五三年)。同「イギリス革命とロンドン」(『商学討究』

第四卷「二号」(一九六三年)。

- ④ 一六〇四年議會のロドマン・サントク Sir Edwin Sandys の貿易独占政策は有名である。その「貿易自由」の法案」Instructions Touching The Bill For Free Trade, *Journals of the House of Commons*, vol. 1, p. 218. 1604 in A. E. Bland, P. A. Brown, R. H. Tawney, ed., *English Economic History: Select Documents*, 1914, pp. 443-453. 注、議案の自由を法律の権利として主張したのはロバーツではない。注はこうである。ロバーツは「一六二四年議會は、主として上議院をとりあげたが、貿易カンパニーや、はつ、やう玉をゆらされた。一六二二年議會が冒險商人組合の独占をめぐって提議を行なった地ではじめて、W. Noyesstein, F. H. Reif, H. Simpson, ed., *Commons Debates*, 1621, Yale Historical publications, 1935, vol. 4, p. 411. また「独占条令」では高し一六二四年議會が「イーストインディア会社と冒險商人組合を攻撃した」といっているが B. E. Supple, *op. cit.*, pp. 70-71.
- ⑤ このときの長期議會の意向は、大謫案 Great Remonstrance によって明確に示されている。これについては S. R. Gardiner, ed., *The Constitutional Documents of the Puritan Revolution 1625-1660*, 1889, p. 229; R. Ashton, 'The Civil War and the Class Struggle', in R. H. Parry, ed., *The English Civil War and After 1642-1658*, p. 105.
- ⑥ R. Ashton, 'Charles I and the City', in F. J. Fisher, ed., *Essays in the Economic & Social History of Tudor & Stuart England in honour of R. H. Tawney*, 1961, pp. 150-151.
- ⑦ 矢口孝次郎「初期独占における『収益特権』について」(『経済論叢』五巻一(号)一六頁。浜林正夫『イギリス市民革命史』(未來社、一九五九年)五〇頁。同「『初期独占』と市民革命」(『社会経済史大系』
- V、昭三四)一八、二三頁。以上はそれぞれ工業に対する特免をめぐって論じたものであるが、毛織物輸出にまつの特免として一六〇一年にカンバーランド伯に認められた白布輸出の特免などは、典型的なカンパニー冒險商人組合の「特権」の伯からその権利を購入せられたものである。A. Frits, *Alderman Cockayne's Projects and Cloth Trade: The Commercial Policy of England in its Main Aspects 1603-1625*, 1917, p. 72.
- ⑧ Bary Supple, 'Class and Social Tension: the cases of the Merchant, in E. W. Ives, ed., *The English Revolution 1600-1660*, 1968, pp. 139-140.
- ⑨ R. W. K. Hinton, *op. cit.*, pp. 72-73, 76, 183-4.
- ⑩ K. N. Chaudhuri, *The English East India Company: The Study of an Early Joint Stock Company 1600-1640*, 1965, pp. 65-73; Ashton, *op. cit.*, pp. 156-158. また西村孝夫「東インド会社の貿易独占とローレン会社」(『大阪府大経済研究』第三号)参照。
- ⑪ Sainsbury, *op. cit.*, pp. 338-8.
- ⑫ 西村孝夫「前掲論」(『イギリス・ロビンソン(貿易論)』一五六頁)。
- ⑬ *Acts of Privy Council 1625-6*, p. 122, pp. 125-6; *Calendar of State Paper: East Indies 1625-9*, p. 77 cited in Ashton, *op. cit.*, p. 154.
- ⑭ 原著『The Treasure of Traffik or A Discourse of Forraigne Trade』の序文に「Wherein is shewed the benefit and commodity arising to a Common-Wealth or Kingdom, by the skillfull Merchant, and by a well ordered Commerce and regular Traffike: Dedicated to the High Court of Parliament now assembled.」と記されている。
- ⑮ Thomas Mann, *England's Treasure by Forraign Trade or, The*

Balance of our Foreign Trade is the Rule of Our Treasure, 1864.
この書物は、一六六四年、息子ジョン・マンによって初めて上梓されたものであるが、執筆は、一六二〇年不況後の二〇年代後半頃になされたとする見解が有力である。B. E. Suple, 'Thomas Mun and the Commercial Crisis 1623', *Bulletin of the Institute of Historical Research* vol. 27, 1954. また、渡辺源次郎訳『マン、外国貿易によるイングランドの財宝』（東大出版、一九六五）訳者解説四一五頁（二八八―二八九頁）参照。しかし、ロバーツがかれの所論を執筆する際に、マンの見解を参照したかどうかは、明らかでない。

二 自由港・自由貿易の主張

いったいロバーツの『財宝』は、この時代の貿易史をとり扱った研究書には、かならずといいいほどよく引用されている著名なものなのだが、当時のパンフレット史料の多くがそうであるように、十分整備された体系をなしていない。ときにみられる反復と冗漫な説明は、この種のものに避け難い特徴であろうが、それだけにその主旨をどうつかむかという段になると、いささかの戸惑いさえ覚えざるをえない。

たとえば、マーガレット・ジェームズは、ここから、貿易の自由の主唱者としてのロバーツを導き出している。彼

女は、貿易カンパニーの独占攻撃を行なった一六〇四年議會をとりあげたのち、革命の渦中の叙述にすすみ、カンパニーの独占を破摧して個人がその権利を自由に發揮できる状態が、貿易を効果的に処理する最大の保障なのだが、「個人の利益は、おのずから公共の目的に順応するものであるから、思慮分別豊かな商人にすべてを任すべきである」と、ロバーツの『財宝』にある言葉を引用している。^②

だが、ロバーツのいう「貿易の自由」とは何であったのか、それは、一六〇四年議會の「貿易自由のための法案」のあの自由とは、異なったものではなかったのか。^③かれ自身が特権カンパニーの商人であったのを思うと、そうした疑問を感ぜざるをえないわけである。この点について、われわれとしては、B・E・サプルが行なった『財宝』の要約を注目したいと思う。ロバーツはそこで、「この国全体を関税なしの自由港 Customs free staple とし、金地金の輸出取引を無制限に許し、そうすることによって測りたいたい経済的利益をもたらしにくれるであろう仲介貿易 entrepot trade を確保すべきである」と主張した、^④というものである。それは、自由貿易論には違いないが、むしろ

「国際自由港構想」に他ならなかった。またそれは、たしかに当時の東インド会社の貿易のあり方を端的に示したものであり、トーマス・マンも開陳していた意見であったけれども、ロバーツの主張は、これを東インド貿易だけに限定したものではなくもっと一般的に拡張した形での自由港、自由都市の提案であった。そしてそのモデルとなったものは、近近数世代のあいだにめざましい発展を上げたトスカナのリヴォルノ港であった。地中海仲継貿易地として脚光を浴びていたこの町の繁栄は、レヴァント商人であったロバーツにも、いかにも鮮明な印象を与えたものと思われる^⑥。

しかし、より強い影響を直接的な形で与えたものは、やはりオランダであった。八十年戦争の渦中のなかから湧出したアムステルダム急激な成長は、当時の人びとの目にはなによりの驚異であった。ことに商人の羨望の的となつたのは、ここへ商品を運び込めば、素早く売れ、支払いも敏速であるといった点であった^⑦。とくに一六二〇年代はじめの不況を契機としてロンドンが沈滞しはじめたとき、商人の羨望は昂まるばかりであった。東インド商人などのあ

いだには、「アンボイナ事件」などでオランダに対する怨恨も強かったけれども、多くのロンドン商人たちは、国際競争に耐えぬくためには、オランダの進んだ点を学びとることによって競争力をつけることの方が肝要だと考えはじめるようになっていた。ロバーツが、この勤勉な隣国人が行なっている自由貿易のやり方を学ぶことを推奨したのは、そのためであった。

ところで、ロバーツのいう「自由貿易」というのは、要するに、仲介的再輸出貿易がやりやすい状態をつくれ、ということであった。たとえば、ポルドーから他国に積荷を送り出した場合、英国を仲継したときとオランダを仲継したときとは、二〇対一の負担の違いがあり、それだけオランダ人との競争に弱い。しかも同じことは、ヴァミューダ島やセント・クリストファ島からタバコを積んでくる船の場合にもいえるのであって、商人は「本来ならば得られる収益を、王国にそれをもってくるだけで、随分失っている^⑧」と。

そしてそのような自由貿易港を設置すれば、「トルコ、バーヴァリの諸商品や東西両インドの商品を、ドイツ・

ポーランド、デンマーク、ボンメルン……に輸出し、また東北欧から南西欧へ商品を再輸出できるようになり、……商人たちは大いに繁榮するであろう。また、地方港も富裕となり、造船・海運業が盛んになるばかりでなく、国内の加工工業などに雇われる人の数も増えるであろう」と。

のちにもみるように、ロバーツの意向は、そのようなオランダ型の自由貿易を推奨するだけでなく、それを保護・育成する国家・政府の出現を期待したものであった。そしてその意味での政府の手による遠隔地との直接貿易・海運業の保護と助成は、クロムエルの「航海条令」によって、はじめて実現したと考えられる。そのことは、「航海条令」公布当時の貿易会議 Council of Trade^⑩の手になる二つの史料が、ロバーツの所論をほぼそのまま継承していることによって確認しうる。

まず、その一つ「自由港論、その性質と必要を語る」は、前文につづいて、「オランダ人がもっているのと同じく、同じような商業中心地をこの国が引きうけるようにするための論拠」を示しながら、オランダに比して輸入品が大方

消費にあてられているこの国の貿易の不都合を訴えている。「いったい、貿易には二つの道があるのだが、その一つは、自家ないし自国消費用の諸物資を入手するためにだけ貿易する場合である。その場合には、消費額を下回らない備蓄 *voorraad* のあることが前提となるのであって、それがなければ財宝の流出とか為替相場の低下などの弊害が出て来ざるを得ない。したがってこの場合には、おのずから貿易総額は大きい制約をうけざるを得ないのである。これに対して、第二の道は、要するに再輸出貿易で、他の諸国民に代って商品を売買することである。この場合には、国内の備蓄の如何にかかわらず、貿易額を無制限に増やすことができる。」

だからもし、自由港が開かれ、第二の道が選ばれるならば、

「消費や財宝流出あるいは為替価値の下落といった害毒は効果的に消されるばかりでなく、わが国の富も造船業もたえず増加させうるのだ」と。

わが国は、オランダよりもはるかに恵まれた地理的位置にあるのだから、第二の道による貿易の増強をはかるべき

だ、という主張である。

この史料は、貿易会議を代表する意見であるが、この会議には、貿易の実務に当たっていた代表的なカンパニー商人が出席していたので、そのような商人の意見がよく反映されていたと考えられる。かれらによって、当時不振に陥っていた貿易をいかに打開すべきか、そのためには、より自由な、開かれた貿易方法を採用すべきなのではないか、といった議論が展開されていたわけである。^⑭

そして、そのような事情を「自由港論」よりもさらに具体的に示したものが、今一つの史料「主唱者、あるいは貿易に関して英国とオランダ国との間の諸条件や状況についての、またそうした諸条件や状況によってこの両国に生じた結果についての説明、一六五一年八月提出のまま」^⑮である。

「われわれの隣国は、キリスト教諸国ばかりでなく、知られる限り世界の大部分の地域での全貿易を独占している。かれらは、東インド、ギニア、グリーンランド、ロシアで、わが商人に不公平な競争を挑んでいるばかりでなく、わが近海においてもわれわれを凌駕する利益をえ

ている。……かれらの備船料は、われわれの半分あるいは多に近い。……かれらはそれによって収益を得ているばかりでなく、多くの商品を外国市場に安く売り出す力を得ており、わが商人を最良の市場から締め出している。

……イーストランド海域では、今やわが船舶は年一六船も航していなかったのに、オランダ船は六〇〇を下らない。わが植民地地域でも、わが国が一隻に対して三隻が航している。しかもかれらの植民地では、われわれの

貿易を決して許してはくれない。インドでは、われわれの一航海に対してかれらは二〇航海をなしている。……スペイン、カナリー諸島、ザンテなどの地中海域においてさえ、近年では、かれらがわれわれを凌駕している。

このようにしてかれらは、自国船で貿易をとりしきることによって、われわれに対して自分らの利益と目的を守るのにずいぶんと神経をつかっている」と。^⑯

こういった「自由港論」や「主唱者」の主張をみると、それが、ロバーツの「自由港構想」を継承しながら、航海条令の必要を説いていったものであることが了解できる。

一六二〇年代の不況は、当時経済界のトップ・レヴェル

であったロンドン大商人をも包摂したいわばこの国の朝野をゆるがす底の深刻なものであった。ことのほか大きい被害をうけた機業地諸州からの非難を背にした一六二四年議會は、伝統的な冒険商人組合の独占をあらためて攻撃した。その結果、地方港商人にも貿易が開放され、部分的ながら、毛織物の輸出に関しては通商の自由の時代がやって来た。^①

しかし、もともと、ロンドンの大商人にとっては、毛織物輸出の消長それ自体は、さして大きい問題ではなかった。そこで、かれらは、東地中海・レヴァント海域とオランダ、フランス、ドイツといった地域とをつなぐ仲介貿易とか、東インド貿易あるいは西インド植民地との取引に重点を移そうとしたのだ。^②

ロバーツが、『交易の財宝』を書いた頃、英国はもちろん「自由港」の理想には程遠い状態であったけれども、ようやくロンドン經由の再輸出貿易が、毛織物以外の諸商品輸出の総計に匹敵するくらいまで盛んになっていた。また、世紀はじめには全くみられなかったヨーロッパ外地域との貿易も、全体の五七％に達していた。それは、早くもこ

の世紀後半の航海条令体制下での世界貿易の伸展を予告するものであった。

① たとえ、E. Lipson, *Economic History of England*, vol. 2, (1948, ed.), p. 191, 445; W. Cunningham, *The Growth of English Industry and Commerce*, vol. 2 (The Mercantile System), rev. 1968, p. 628; R. H. Tawney, *Business and Politics under James I*, 1958, p. 5; G. D. Ramsay, *English Overseas Trade during the Centuries of Emergence*, 1957.

② M. James, *Social Problem and Policy during the Puritan Revolution 1640-1660*, 1930, p. 146.

③ 前節註(四)参照。冒険商人組合やロシア会社の貿易独占を廃止せよと主張した一六〇四年議會の自由は、ロンドン商人に対する地方港商人の要求であったところが、むしろ、地方ジェントリーの声を代表するものたところ見解がある。T. K. Rabb, 'Sir Edwin Sandys and the Parliament of 1604', *A. H. R.*, vol. 69, No. 2, 1964, pp. 663-69. なお、紀藤信義『イギリス初期独占の研究』(御茶の水書房、一九六三)七六一七七頁参照。

④ B. E. Supple, *op. cit.*, p. 229.

⑤ トーマス・ベン『財宝』前掲渡辺訳書、二四、二五、二六頁。

⑥ L. Roberts, *op. cit.*, p. 61, 79, 80. (こゝれも原史料頁のママ、この註(六)参照)。リヴォルノ港は、当時成長しつつあった英国の地中海貿易にとつて、きわめて重要な位置を占めていた。対イタリア貿易のほとんどの(輸入の9/10)が、この港を経由してなされていた。R. Davis, 'England and Mediterranean 1570-1670', in Fisher, ed., *op. cit.*, p. 135.

- ⑦ V. Barbour, *Capitalism in Amsterdam in the 17th Century*, 1963, p. 21.
- ⑧ Roberts, *op. cit.*, pp. 58-61. ロバーツのこの史料の頁数は、四九一五六頁と六〇一六一頁がダブルになっているので、実質的には、六六一六九頁にあたる。以下の引用の際にも、和数字は、実質上の頁数を示す。
- ⑨ *ibid.*, p. 61. 七一頁。
- ⑩ *ibid.*, p. 62-63. 七二一七三頁。
- ⑪ この貿易会議 Council of Trade は、一六五〇年八月に議会が定めた「貿易奨励法」An Act for Advancing Trade にもとづいて指名された。M. ジェームスは、それは、冒險商人たちと政府との政略結婚により生まれた、としている。M. James, *op. cit.*, p. 151. また、これが、事実上の「航海条令」検討委員会であった点については、Hinton, *op. cit.*, p. 88.
- ⑫ 原史料は、Free Ports, The Nature and Necessitie of them stated. この史料はロバーツ「前掲書」に付されているので、引用は、すべて同書にわたった。著者名はなく、末尾にB・Wの署名がある。
- ⑬ Hinton, *op. cit.*, p. 216, p. 218.
- ⑭ M. James, *op. cit.*.
- ⑮ やはろ、ロバーツ「前掲書」収録、引用は同書。原名は、The Advocacie, or A Narrative: Of the state and condition of things between the English and Dutch Nation in relation to Trade and the consequences depending thereupon, to either Common-wealth; as it was presented in August 1651. やはろ。因みに、航海条令の公布は、一六五一年二月のロバーツだ。
- ⑯ Hinton, *op. cit.*, p. 205, 206, 207-8, 209.
- ⑰ B. E. Supple, *op. cit.*, p. 11.; A. Frits, *op. cit.*, p. 384.
- ⑱ 前節註(四)参照。

⑲ Supple, *op. cit.*, p. 161.

⑳ Fisher, *op. cit.*, p. 153, Table I, p. 155, Table IV. 前掲、拙訳、一〇二頁、表I、一〇五頁、表M参照。

三 ジェントリーの貿易参加呼びかけ

ロバーツの所論のなかで、今一つ注目すべきものは、かがジェントリーの貿易参加、海外発展事業への寄与を強く期待したことである。商業が国家公共のために貢献する営みであると述べながら、かれは、高貴な人、ジェントルマンの貿易参加が不可欠なことを強調している。

「いったい、商業というものは、たんに商人個人の営利のためだけ行なわれているものではなくして、国全体の富裕と、国の名誉と、さらに国防のために営まれているものであるから、それはまさしく国家公共のためのものなのであり、したがって劣等ないやしい営みなどでは決してない。だから、もっと高貴な人びとやジェントリーが積極的に商業に参加すべきである。商業や貿易は、貧しい人びとや庶民を富裕にするためにだけあるものではない。そこには、高貴な人びとでない

とうまく処理しきれない貿易分野がある。それは、この国がますます拡大させていかななくてはならない遠隔地との商取引である。

「ところが、この国で、最近のようにこうした公共的性質をもった商業が、いろいろな地域で急速に衰えるようになったのは、商業によって少しばかり富を得た人びとが、商業よりもっと一般の人びとから尊敬と名誉をもって迎えられる他の職業にかわるために、引退してしまっただけである」^①。

「ジェントリーの興隆」が、一六・七世紀社会史のもっとも大きいテーマであったが、かれらの興隆が何によっていたにせよ、ジェントルマンであるか否かが、きわめて重要な社会的意味をもつ時代になっていた^②。そこでは、同じ富でも、商人がもっていた資金とか動産には、それほどほどの評価は下されていなかった。ロバーツも記しているように、商人の営みは、庶民がジェントリーに成上る階梯ぐらいにしか考えられていなかった。産をなした商人が、土地を購入してジェントリー化していくのが、革命前では一般の傾向であった^③。ロバーツは、国の将来を憂うべきものとし

て、この傾向を批判したのだった。とくに、かれの場合は、オランダに対比しての憂慮であった。

しかし、商人たちが土地を購入したのは、社会的地位と威信のためばかりではなかった。一五七〇—一六二〇年に、英国の貿易地は世界的に拡張したといっても、貿易や商業での活動舞台はまだ何といっても限られていた。とくに新らしく開拓されていた遠隔地との貿易などは、なお冒險的性格の濃いものであった。

一六・七世紀の商業社会史では、ロンドンの特権的大商人と地方港商人との対立・抗争が、しばしば指摘されてきたけれども、いわゆる特権的大商人にしても、かれらの生涯をすべて貿易に賭けるほど、英国商業は安定したものはなかった。年利率一〇%といわれたこの時代に、それは上回る収益を絶えず期待できる商業分野は、たとえあったとしても、高いリスクを伴わずにはいかなかった^④。航海そのものの安全率も高くはなかったし、戦争や外地での政治紛争もいつ訪れるか知れたものではなかったからである。王室による独占的營業権の付与は、そうした不安定な貿易に対する精一杯の保障に他ならなかった。国際法といった

ものもまだ明確でなかった時代に、個人の責任で貿易するなどということとは、危険きわまりないことであつたに相違ない。とくに長途の航海を要するヨーロッパ地域との貿易については、国家的保護のもつ意味は、きわめて重要であつた。

ところが、そういう意味をもつ国家・王室による保護さえ、ままならなかつたとすれば、商人の立つ瀬は、いよいよもつてせばめられざるを得なかつた。有数の商人たちが、いずれも投資を分散させることによって、リスクを拡散しようとしたのは、当然の成り行きであつた。商人たちが、金貸しになる道を選び、関税請負業に参加し、あるいは所領の購入に現をぬかすようになったのは、そうした事情のためであつた。

そんななかで、商人のジェントリー化防止ばかりでなく、ジェントリーの貿易参加を訴えるなどということは、それ自体無理な話であつた。しかし、オランダ商人の繁栄を面の当りにしたロバーツにとっては、それは節実な要請であつた。一六二〇年代の不況は、商人たちにとくに流通資金の不足を身にしみて感じさせる結果となつた。それでなく

ても資金不足に悩んでいた商人は、国際競争場裡に立たされると共に、深刻な流通資金欠乏に喘ぐ結果となつたわけである。^⑦ オランダと比べて資源も人口も見劣りするはずのない英国が、どうして資金不足に悩まねばならないのか、他の重商主義者たちと同じように、ロバーツもまたそのような現実に強い問題を感じていたのだつた。

かれが、商人の地主化を防ぎ、ジェントリーの商業、貿易への参加を要請したのは、これによって、貿易業界に資金を確保し、英国貿易に国際競争力をつけようとしたものであつた。商人であつたかれは、そこまで徹底した経済論を展開したわけではなかつたけれども、かれもまた、二〇年代不況の体験者に他ならなかつた。^⑧

しかしながら、そんななかであつたればこそ、ジェントリーを貿易や商業に誘引することは、至難の業ではなかつた。すくなくとも、貿易は儲かる仕事だといっただけでは、十分ではなかつた。そこで、かれはジェントリーの騎士道精神に訴えようとする。英国の威信と名声は、自分らの双肩にかかっていると自覚していたジェントリー氣質といったものに、期待をかける。一世代前にジェントリーが抱い

ていたエル・ドラードへの夢をよびさまそうとしたわけである。^⑨

「真の貴族とか正しいジェントルマンが、人間としての勇氣と武勇を根本的に失ってしまったのでないなら、広い世界に出て商業にのり出すべきである。この仕事こそは、かれら自身の身命を賭さないとできないものであるばかりか、かれらの所領とか財産、あるいは使ひ慣れたきた慣習、法律、宗教といったものをもあえて賭けるものだからである。そこには、通り一遍の椿事や危険が待ち構えているばかりでなく、四大要素を一まとめにしたようなひどい災厄がふりかかることもあるのであって、こうした災難に対してもときには苦闘し對抗しなければならぬ。そしてこうしたことに対処しうるためには、しっかりした決然たる氣性をもった人でないと、とてもできないはずである。

エリザベス朝時代の人たちがしたように、貴族とかその地方でもっとも富裕な地主が商業ないし海上取引を実行し夢中になるならば、かれらの名譽に対しても、貴人としての条件にも傷がついたりするはずはない。これに

反して、イタリヤその他のところでみられるように、金貸しをやってみたり、なに一つこれといったことをせず、浪費と放縱のうちに時を過ごしていても、なんの得るところもないはずである。かれらが取引に参加することは、公共のためにもかれ個人のためにも大きい利益となるのである。経営と事業を行なう資力と技倆のある人は、取引に参加すれば、今よりもはるかに富裕となり、またずっと高貴なものとなるであろう。そうすれば、多くの船が海上に用意されることとなり、国防に貢献することになるし、今よりもはるかに遠隔の地にまで、この国の名声と評判が行き届くことになるはずである。^⑩

かれがジェントリーへの参加をよびかけたのは、本来国内の農・工業の改良に向かうはずのジェントリー資本を貿易に流し込むことを意図したものである^⑪というより、むしろまったく遊休の資金を貿易や海外発展事業に投すべきだ、というものであった。

「さいきん、数年内にみられたことだが、なんんかかのジェントルマンが、莫大な支出によってかれらの所領を無駄にしてしまったり、むやみやたらと贈答品を交換した

りして君主を悩ませなどしているが、こんなことをするくらいなら、どれほど危険があっても商業に参加すべきである。ジェントルマンが、よく統括された海上商業に参加するならば、おそらく宮廷で一〇年も待って懇請にこれ努めても得られないほどの利益が、一年とたたないうちに得られるであろう^③。

宮廷政治は、ロバーツにとっても我慢にならないものであった。それが、どれほどか貿易・商業面での資金難に拍車をかけたことか。だが、チャールズの宮廷が商人の憂いを招いたのは、それだけではなかった。ジェントリー層の場合と同じように商業エリートである特権的大商人層のあいだにも、宮廷人とそこから除外された商人との差異が明確になり、前者による後者の圧迫と妨害が強くなっていったからである^④。

① L. Roberts, *op. cit.*, (Treasury), pp. 52-53.

② 一九四八年から一〇年以上の長きにわたって展開された「わゆる『ジェントリー論争』で、トリー、トレウマ・ロウバー、ロックス・ストーンらの論争が問題にしたことは、結局、ジェントリーは、どうして興隆しえたのか、土地の改良によってか、それとも、宮廷伺候によってか、といった点であった。越智武臣「ジェントリー論争」『社会経済史大系、V』昭三四、八四一—一三頁、参照。

③ この点をもっとも鮮明に描き出したものは、P. Laslett, *The World We Have Lost*, 1965, pp. 26-27, seq.

④ 商人による土地購入は、一六六〇年以後になると下火になったが、世紀前半には、それが社会構造を揺りくずす役割を果たしたという時評家の声は、なお委曲であった。R. Grassby, 'English Merchant Capitalism in the late Seventeenth Century: The Composition of Business Fortunes', *Past & Present*, No. 46, 1970, p. 87, 92-94.; cf. F. J. Fisher, 'Lawney's Century'; in *id.* (ed.), *op. cit.*, p. 11.

⑤ A. Frits, *op. cit.*, p. 150.; B. E. Supple, *op. cit.*, (Commercial Crisis), p. 30. なお、前節註(三)参照。

⑥ Barry Supple, *op. cit.*, pp. 132-133.

⑦ いくらでもなく、当時のように低い技術段階の下では、フローとしての流動資金が、第二次産業を含むあらゆる経済分野に強く要請されていた。ところが、十七世紀前半までの英国では、それが慢性的に不足していた。それも、とくに不況期には深刻だった。信用技術が未発達なために、現金の還流に依存しなければならなかった当時としては、貨幣に人びとの注意が集中したのも、いわば当然であった。経済不況を打開する道として、いわゆる重商主義者たちが、貨幣の不足を何よりの問題としたのは、そのためであった。B. E. Supple, *op. cit.*, pp. 9-14, 198-200.; J. D. Gould, 'The Trade Crisis of the Early 1620' and English Economic Thought', *J. E. H.* Vol. 15, 1955, p. 132.; R. W. K. Hinton, 'The Mercantile System in the Time of Thomas Man', *Ec. H. R.* 2nd. ser. vol. 7, No. 3, 1955, p. 282.

⑧ ロバーツは、一六三八年に出版した『商人の交易地図』のなかで、一六二〇年代危機の際、マリーンやマンらによって論議の対象とされていたヨーロッパ諸國の為替交換の実態について、詳述している。

Roberts, *op. cit.*, ch. 233; Hinton, *op. cit.*, p. 43-44. 因みに、同書は一六三八年より小なぐと一〇年前に書かれたと、トローニーは述べている。R. H. Tawney, *op. cit.*, p. 28. またロビンソンは、『財宝』で「交易の資金は、君主の公共財産からも抽出すべきである」とも述べている。Roberts, *op. cit.*, p. 53. 六一頁。

⑥ 一五七五—一六二〇年の貿易・植民運動高揚期にはジェントリーの積極的参加がみられたが、かれらを動かしたものは、たんなる経済的利得ばかりではなく、英国の使命 England destiny に対する強い自覚であった。T. K. Rabb, *Enterprise & Empire: Merchant and Gentry Investment in the Expansion of England 1575-1630*, 1967, pp. 39-41.

⑦ Roberts, *op. cit.*, pp. 54-49. 五四—五七頁。

⑧ 張漢裕氏が、再輸出貿易型遠隔地貿易への資金の流用を主張したトーマス・マンの見解を断罪し、ジェラルド・マリナーらのプリオニストの資金の国内留保を支持したのは、これによって、資金不足にあえぐ産業資本＝織元が潤うという見地からであった。張漢裕『イギリス重商主義研究』(岩波、昭二七)一三—一三頁。

⑨ Roberts, *op. cit.*, (Treasure) p. 50. 五八頁。この興味ある記述については、cf. G. E. Aylmer, *The King's Servants: The Civil Service of Charles I, 1625-1642*, 1961, pp. 364 seq.; *id.*, Office-holding as a Factor in English History, Vol. 66, 1935. 越智武臣『近代英国の起源』(ミネルヴァ、昭四一)六二—三頁。三〇〇—二頁参照。

⑩ ここには、宮廷対ロンドン市の対立があったのではなく、宮廷およびそれに近い商人対そこから除外された商人の対抗がみられた。Ash-ton, *op. cit.*, in Fisher (ed.) *op. cit.*, p. 141.

四 商人的国家と「航海条令」

かれが、議会に接近し、これに強い期待を寄せたのは、当然のことであった。しかし、かれが期待したのは、さらに、ややもすれば地主的利害に動かされがちな議会にも、商業の意義を理解させ、商人の自由な活動を保護してくれる政府を実現することであった。かれの理想は、ここでもやはりオランダであり、オランダ型商人国家の建設がその夢であった^⑪。

「普通の政治家、たんなる政治家は、貿易という手段によって王国とその住民にもたらされる現実の利益を決してまじめに考慮しないし、重要なことも考えない」^⑫。

(ネッケン)「商人政治家 State Merchant, Merchant Statesman というべき人が政界に出て、貿易を最大限に助長しなくてはならない」^⑬。

そして、商人の交易が思うがままに営まれるようにするために、国際競争にうちかたなくてはならないが、そのためには

「王国の商業全般について周到な判断力と慎重な配慮を

なしうる少数のえりぬきの商人が、十分な指導と管理の任にあたらなくてはならない。今日までのように、たんなる政治家は、商業を助長しようにもその知識を欠くために、十分にその力を發揮することはできない。商人政治家であれば、金地金の輸出についても、それが国家社会に有益なものであるかどうか判断できるし、また外国での國産品の値上がりとか、国内での外国品の値上がりといった國益にとって不利な事態が生じたときにも、す早くその原因をみつけ出してその除去にあたることができる。

また、新しい土地での植民とか新たな取引地との貿易開拓にあたってどの程度の特権を認めるのが適当で、どの程度の輸出入関税を課するのが適当か。商人や事業家が海外の各地で取引を拡めていけるようにするには、どんな措置をとるのが望ましいか。さらに、國産の原料や外國産の原料をもとにして加工工業を盛んにする——これは貧民の雇傭のため何より大切なのだが——ためにはどんな対策を講じたらよいか。以上のようなことは、商人政治家でないときけない仕事である。地方港の衰微をやらげ、飢饉などの際に備えて食糧を備蓄するには、自由

貿易港を設置しなくてはならないが、それを統括するのも商人でないとできない。商人政治家は、外國の事情にも精通しているので、戦時には武器をとらなくても敵を弱める方法を知っており、どういう商品を輸出しあるいは輸入するのが適当かを知っている。したがって、かれらの手によってはじめて正しく貿易を促進し助長する法令を出すこともできるのだ。^④

そこには、一六四〇年当時の英國貿易業界の事情ばかりでなく、全体としてこの國の經濟を窺わせるものがある。

ロバーツは、それをオランダの事情と対比させて「商人國家論」をうちだしたものであることがわかる。

ところで、かれがここで批判した「普通の政治家」というのは、もちろん直接的には、チャールズとその廷臣を念頭においたものだが、かれの理想とした「商人政治家」は、議會においてもなお小さな存在であった。^⑤「独占論争」で知られるように、初期スチュアート朝議會は、貿易、工業の問題に強い関心を示していたというものの、そこでの論議は、なんといても憲法上の争点を主軸とするものであった。^⑥ 国防とか國威の發揚といった観点を別とすれば、

宮廷・枢密院と同じように議会もまた、商業・貿易の問題について格別すすんだ考えをもっていたわけではなかった。一六二〇年代不況の際にはじめて本腰をあげて経済問題に取組んだが、このときには、枢密院も問題解決にのり出しているのであって、議会がこの国の商業政策について、とくに一步すすんだ立場をもっていたとは考えられない。^⑦ オランダのように遠隔地貿易を自由に営める国家をつくろうとしたロバーツにとっては、議会に商業の意義を理解させ、商業活動を保護する政策を出させることが必要であった。ジェントリーに商業・貿易の意義を訴えたのも、そうした配慮からであったと考えられる。

さきにも記したように、一六四〇年頃の英国商業界は、遠隔地とのオランダ型仲介貿易に着手しはじめたところであった。それは、ロバーツの構想が、東インド貿易の経験からばかりでなく、全体としてこの国の商業の歩みを念頭においた提案であったことを物語っている。しかしそれでも、英国の現実には、やはり樂觀を許すような状況ではなかった。

一六四一年に、トーマス・ロウは、議会での演説でつぎ

のように述べている。

「いったい、わが国の偉大な貿易は、近隣諸国の混乱に依存している。われわれはいまほとんどのキリスト教圏の貿易の利を享受している。けれどももし、フランス、スペイン、オランダ連邦の間に平和が締結されたならば、われわれだけが今握っている貿易を、これら諸国が分かちもつてであろう。だからわれわれは、その日のために準備をしておかなくてはならない。というのは、自分の足場で立つ以外になに一つ安全を期待する道はないからである」^⑧と。

じっさい、当時の英国貿易は、大陸諸国の紛争に依存するものであった。オランダが、スペインと戦っていたあいだは、かれらの備船料も安くはなかった。そういった機会にだけ英国は進出し得た。一六世紀末以後の英国船による貿易は、たまたまオランダの競争が弱まった機会にだけ発展したものにすぎなかった。一般的にいえば、バルト海はもとより地中海貿易においても、はたまた新しい植民地との貿易においても、オランダ船の脅威はただならぬものであった。一六〇九年から二二年までの蘭西休戦中に、航海

条令の必要が顧慮されたというのも、そのためであった。^⑨

だからこそ、内乱とそれに伴う諸海域での王党派と議党派との抗争は、オランダ商人に進出の場を提供したし、一六四八年のミュンスターでの蘭西間の講和は、ロンドン商人になお一層の不安を与えるものであった。かつてロンドン商人がアントワープに依存していたように、今度はアムステルダムに膝下に跪まづかねばならないのではないか、一六二〇年代危機のなかで醸成されたこのような恐怖が、今ふたたび一層の重味をもって感ぜざるようになるようになった。^⑩

ロバーツは「英国の名声をはじめてバーバリー地方に、トルコに、アルメニアに、モスクワに、アラビアに、ペルシアに、インドに、中国に、さらに世界のあらゆるところに弘めたのは、征服によってではなくて、商業によってであった。剣ではなくて航海によってであった」と述べて、この国の商業が果たした役割を強調し、世界貿易の推奨を鼓吹したのであったが、かれが強調したこの国の名声も、ここでは勿ちにして瓦解しなければならなかった。しかもそれは、商人の利益やこの国の名声ばかりでなく、海洋国家そのものの存立基盤である造船や海運業の失墜をも招かず

にはおかないものであった。航海条令は、そうした憂慮の下で公布されたのだった。^⑪

しかし、当時の「ランプ議会」や「国務会議」は、ロバーツの期待に反して、以前よりさらにジェントリー要素の強いものであった。^⑫ そのような議会や政府を動かして条令の公布に導いたものは、他ならぬかれらの海洋国家英国の国防に対する配慮であった。そこには、商人の商業活動に対する期待と、ジェントリー型政府の国防・国威に関わる配慮との癒着がみられたといえるであろう。さきにあげた史料「主唱者」は、こう述べている。

「私は、神が、この国の安定を来たさせるためになにを企図しているのか知らないし、どれほど神がそれについて配慮するためその全智を傾ける決意をしているのかも知らないけれども、(この国の外的な条件についていえば) 神は、わが国を周囲の他の国によって圧しつぶしてしまうような企図しているのかも……知れない、と言わなくてはならない」。^⑬

そこには、ミュンスターの講和以後のオランダ海運業の隆盛によって、呱呱の声をあげたばかりの共和国が圧倒され

るのではないかという危機意識さえみられた。実際、この時代には、オランダは、英本国の海域さえ侵害しつつあるという恐怖感がみなぎっていた。そうしたなかで、商人たちが期待した貿易と商業の振興は、議会や政府にとっては、海運と造船の維持・拡充とそれによる海洋国家の国防という形で受けとめられることになった。共和国政府の貿易会議に出席していた商人たちは、そうした事情を心得ていた。この史料「主唱者」よりやや早く議事に提出された「自由港論」は、主として商人的立場から仲介商業を行なうための自由港の設置がいかに有利であるかを説くのを主眼とするものであったが、そこにも、その防衛的価値が指摘されている。

「そのような外国商品の荷上げと保管港をつくることによって、……この国の国力と国防力とは、陸上においても海上においても増大するであろう。また海港や辺土の町に住まう人も多くなり、その防衛にも役立つであろう」^⑬

と。
航海条令成立当時の共和国政府の国際的位置を考えると、そのような配慮は、まことに当然といわなくてはならない

であろう。ロバートの指摘していた国家の手による貿易と商業の奨励こそが、そうした国防や国力確保の基底にあるのだとする考え方が、この条令制定を推進した貿易会議の基本的立場であった。

「もし、かれらとともにある政府（オランダ政府）引用者）による、貿易に対する慎重な配慮がなかったら、わが隣国は、貿易によってあれほどすばらしい利益を得ることはなかったであろう。」

と「主唱者」は、オランダの政府が貿易育成に力をいれてきたことを力説したのち、

「もしわれわれが、かれらは自分の国の貿易に必要な部分だけについて奨励をはかっているからといって、また自分らだけに都合のよい方向に処理しているといつて、かれらを非難したとしても、わが隣国は、それを正当とは考えないであろう、と思う。だから、（今やかれらと同様に自由を回復している）われわれが、この共和国の防衛には、海運業（なにせわれわれは島国の住民なのだから）を振興する必要があると考えたとしても、またわれわれが、われわれ自身の貿易を奨励するために、かれらと同じ対

策をいくつかとりあげたとしても、わが隣国人は、そのことからわれわれを悪くとり扱ったりしないであろう（と希望しているのだが）。……むしろ、今それを否定することは、きわめて不注意なことだとされ、他の人ではなくて、われわれが非難されることになるであろう。

富と海運力が増大されるのは、他の方法によってではなく、貿易によるものであり、しかもその貿易の然るべき整備と統御とによるのだということは、かれら自らの例と實際行為によって、十分教えられてきたことなのでから——」^⑩。

それはオランダと同じように、この国でも、政府の手による貿易と海運業の育成をはかるべきことを、強調したものにほかならなかった。そして、そのような主張は、ロバーツが商人政治家によって貿易と海運業の然るべき保護と奨励をはかるべきであると述べたあの議論と、相通するものであった。

⑩ 一六一八年のクーデタで、一時自由貿易派は後退したというものの一六三〇年代以後のオランダ共和国の政治は、おおむね、ヘント閣の動向によつてゐた。C. R. Boxer, *The Dutch Seaborne Empire 1600-1800*, 1965, p. 32, 90.; P. Geyl, *The Netherland in the Seven-*

teenth Century, Part I 1609-1648, pp. 158-59. 栗原福也「一七世紀におけるネーデルラント共和国の都市貴族支配について」『社会経済史学』三三巻四号、一九六六、六五一—八八頁。

⑪ L. Roberts, *op. cit.*, p. 64, 七四頁。

⑫ *ibid.*, p. 65 七五頁。

⑬ *ibid.*, pp. 66 seq. 七六頁以下。

⑭ キーラーの分析による長期議会議員のうち、商人議員は、全議員五四七名中のわずか四四名にすぎなかった。M. F. Keeler, *The Long Parliament, 1640-1641: A Biographical Study of Its Members*, 1954, pp. 21-23. 浜林正夫、前掲書、九四—九五頁。

⑮ 紀藤徳義、前掲書、二二—二四〇頁、参照。

⑯ B. E. Supple, *op. cit.*, pp. 69-71.

⑰ Sir Thomas Roe his Speech in Parliament: *Wherein he shewed the cause of the decay of coin and trade in this land, especially of Merchant's Trade: And also propounded a way to the House, how they may be increased* (1641), cited in Hinton, *op. cit.*, p. 50; cf. Supple, *op. cit.*, p. 128.

⑱ R. Davis, *The Rise of the English Shipping Industry in the 17th and 18th Centuries*, 1962, p. 303.

⑲ アメリカ植民地とヘント海域でのオランダ船による英国貿易の競争は、一六四七年以後一段と強まった。G. L. Beer, *The Origins of the British Colonial System 1578-1660*, rep. 1969, pp. 356-59; R. Davis, *op. cit.*, p. 11, p. 213. 東インド会社は、オランダ船の競争のほか、モノリス価格の低下が、オランダの脅威を付けていた。Hinton, *op. cit.*, pp. 91-92.

⑳ Roberts, *op. cit.*, p. 92. 〇二頁 of Tawney, *op. cit.*, p. 5; Ramsay, *op. cit.*

⑫ この条令が、英蘭戦争を結果し、また、王政復古後の諸条令の典拠となった点については、L. A. Harper, *The English Navigation Laws, 1639*, pp. 39-48.; C. Wilson, *Profit and Power: A Study of England and the Dutch Wars, 1657*, p. 144.

⑬ 浜林正夫、前掲書「一九四頁。「フランス議会」のメンバーについて」
cf. D. Bruntton & D. H. Pennington, *Members of the Long Parliament, 1654*, p. 41.

⑭ The Advocate (Preambles), in Hinton, *op. cit.*, p. 204.

⑮ コントンは「一六五〇—五一年頃のクロムウェル政権は、かなり安定していた。この段階では、貿易カンパニーは、国務会議に圧力をかける力をもち、むしろこれに頼る傾向があった」としている。Hinton, *op. cit.*, p. 90. しかるにこの点については異論もあろう。L. A. Harper, *op. cit.*, pp. 34-49.; G. N. Clark, 'The Navigation Act of 1651', *History*, vol. 7, 1923, pp. 282-6.

⑯ *Free Ports: Arguments tendered to move this Nation to undertake the like general Mart, as hath the Hollander*, in Hinton, *op. cit.*, p. 215.

⑰ *Advocate*, p. 211-2.

五 一七世紀英国商人の位置づけ

英国経済史上、一七世紀の商業資本家をどのように位置づけるべきか、とくに毛織物輸出に直接関与しない遠隔地貿易商人が果たした役割をどう考えるべきか、といったことについては、これまで消極的ないし否定的見解が支配的

であった。また、それとの関連で、いわゆる重商主義者の所論についても、それが、毛織物工業の発展に貢献する立場をとっていなかったという理由で、断罪されることが多かった^①。しかし、国際商業競争という立場から改めてこれを見直すとき、当時の商業資本家の重商主義論にも、相應の意味が、しかもきわめて傾聴すべき意義がある、というのが、本稿の明らかにしたところであった。もちろん、一七世紀の商人が、得手に帆を揚げて濶歩したなどというのではない。世紀後半はとにかくとしても、ロバーツの時代はなお、大商人にとっても息苦しい時代であった。ピューリタン革命の重苦しい状況のなから、大商人が選んだ道は、他ならぬより強力な国家、政府による保護を期待することにあつた。それは、従来からあつた地域ごとの貿易カンパニーの枠を拡大して、全地域の貿易を政府の保護の下に統括するといった方向を示唆したものだともいえる。かれらは、そうすることによってはじめて、オランダ商人との国際商業戦に伍することができると考えたのであつた。

地主的利害と土地に対する関心が、オランダに比べれば、はるかに高かつた英国社会で、^② 商業的関心を喚起すること

は、とくに不況期や国内の政治紛争が激化した際には、むづかしかつた。共和国政府にしても、政治問題に忙殺されていたし、国内の土地をどのように扱うべきかといったジエントリーの関心に、強く動かされていた^③。しかし、もし、オランダ型大商人の活動がまったくみられず、そのために、一六五〇年頃の時点で、かれらの意向がまったく無視されるような状況であったならば、オランダとの連邦政府樹立の交渉はもっとスムーズに進行したかも知れないけれども、そうなれば、英国は、オランダ商業帝国の輸出品供給地といった形で経済的従属を強いられるのが、落ではなかったろうか。この時点でのオランダとの商業戦争は、毛織物輸出競争などではなく、むしろ海運競争としての性格が著しく強いものであった。国内の政治闘争に忙殺されるなかでも、革命前からの商人資本家の知識と経験が、ようやく生かされたからこそ、英蘭戦争を招来せずにはおかないような「航海条令」の公布をみる事ができたのだ。革命の動乱中に、英国が身につまされて思い知らされたことは、商業と海運業の育成が、この国の存亡に関わる重要事であり、その意味では、農・工業の開発よりも、緊要だと

いう認識であった。チャールズ一世の拙劣な商業政策をもってしても、なおこの国の貿易が存続しえたのは、ローも指摘した通り大陸諸国の三十年戦争による混乱が幸いしたからであった。だからこそ、一六四八年の平和は、ロバーツら商人の意向を、これまでのようにふみにじる政策を許さない状態に、共和国政府を追い込んだのだった。

いうまでもなく、ロバーツが考えた通りのレヘント層支配型の国家は、英国には、ついで実現しなかった。もともと、ジエントリーの要素が卓越しており、商人は独立の社会的地位さえ認められていなかったのだから、これは、当然の成行きであった。しかし、そうであればこそ、ロバーツらロンドン商人が、オランダ型商人国家に近づけようとした努力に意味があったのではなかったか。もし、ジエントリーら支配的勢力が、政治的動乱や土地争いにだけ精力を費やして、貿易・海運業を疎んじていたならば、この国の将来は、帝国を知らないものになっていたことであろう。地主的伝統と利害に強い愛着をもっていたジエントリーとオランダ型仲介貿易商人の握手によって、帝国は形成されたとはいわなくてはならない^⑤。

一六六〇年代から英国は、商業革命期に入ったが、よく知られているようにそれは、新大陸や東インドとの貿易比重がこれまで知られなかったほどの勢いで昂まったことと、それに応じてタバコ、キャリコ、砂糖などのこれら地域からの商品の再輸出貿易が増大したことを、その特徴とするものであった。遠隔諸地域伝来のこれら諸商品が、産業革命期の工業製品に代わる役割を果たしたわけである。これら商品の再輸出貿易は、一七〇〇年頃においても輸出額の $\frac{2}{3}$ 程度を占めるに過ぎなかったとはいえ、これの掌握が東西両インドと本国を緊密に結びつけ、しだいに工業品輸出市場としての重要度を加える結果ともなったわけである。いうまでもなくそれは、海運・造船業の拡大と手をたずさえてはじめて、可能となったものである。ロバーツの期待は、ここにはじめて成就したといえる。

一般に英国経済は、世紀前半までを不況期、王政復古後を好況期であったというが、その場合よくひき合いに出される指標は、金利の問題である。それは要するに経済的諸活動に対する人びとの信頼を雄弁に物語るものであるけれども、とにかく、世紀前半は、資本欠乏の高金利時代であ

り、二〇年代不況期には、資本不足が大商人の営業にも支障を来すほどであった。ところが、世紀後半は、低金利時代に入り、資金供給が容易になった。^⑦なぜ、世紀後半に資金不足が解消されたかについては、とりあえず、つぎのようなことが考えられる。たとえば、世紀前半の商業部門での資金不足についていえば、王領地売却などによる土地市場に資金が流入したこと、宮廷奉仕などへの浪費といったロバーツの指摘していた点、などが考えられるであろう。おそらく、関税請負業者による収奪とか収益特権に類する負担がなくなっただけでも、一六六〇年以後の経済界はより活発なものとなったであろう。また、人口増加率の相対的低下によって、経済成長余力が蓄積されはじめたことも、資本が豊富になったより根本的な理由であろう。^⑧

しかし、たとえ資本豊富な低金利時代になったといっても、もし世紀前半からの貿易商人の活躍がなかったならば、その資力は、商業革命といった方向には、流れえなかったであろう。われわれは、商業革命期に、東インド会社やアフリカ会社が、相場より安い金利で借入れできるようになった点に、注目しなければならない。その意味では、オラ

ンダ型を志向したロバーツの意向は、決して無視すべきものではない。ロンドン商人がアムステルダム商人の成長ぶりに羨望の念を抱いたことが、どれほど、英国の貿易・海運業の拡大と帝国体制の確立に貢献したか、そのもつ意味を軽視すべきではない。

- ① その典型的なものは、張漢裕「プリオニスムとマンの貿易差額論」『イギリス重商主義研究』(前掲)所収、にみられる。東印度貿易の伸縮商業的性質及び反国民経済的意義(同書、一四—二〇頁)もある。
- ② オランダのレハント層が、土地に対する関心をもちていなかったというのではない。ハイルによれば、それは、オランダがもちていなかったり社会的地位を表示する重要な意味をもちたものであった。Geyl, *op. cit.*, p. 164. しかし、英国と対比して言えることは、そこでは土地が狭く、価格も高かったために、「他の諸国では、農場や小保有地購入に充てられた資金が、貿易や船舶の株券を購入するのに充たされた」わけである。V. Barbour, *op. cit.*, pp. 80-81.
- ③ 一六五一年から数年のあいだに、共和国政府の手で、一六七七名の王党派貴族・ジェントリーの所領が没収、売却されて持主を変えた。それは、宗教改革時の土地売買と同じほど、すさまじいものであった

M. James, *op. cit.*, p. 85.

- ④ オランダは、一六五〇年十一月のマウレム二世の病没とともに無縁督時代を迎えたが、一六五一年三月、タロムヘルは、連邦議会に使者を送って英蘭合体政府の樹立を企図した。cf. D. L. Farmer, *Britain and the Stuarts 1603-1714*, 1965, p. 170.

- ⑤ 英国資本主義の成立過程や「帝国」が果たした役割については、近年から強く強調されている。E. Williams, *Capitalism and Slavery*, 1961 (中山毅訳『資本主義と奴隷制』、ミネルボとイギリス経済史)一六六八年)。E. J. Hobsbawm, *Industry and Empire*, 1968.

- ⑥ R. Davis, 'English Foreign Trade, 1660-1700', *Ec. H. R. Vol. 7*, No. 2, 1954, p. 141-143; *id.*, *op. cit.*, p. 58, p. 389-90.

- ⑦ K. G. Davis, 'Joint Stock Investment in the Seventeenth Century', *Ec. H. R.*, 2nd Ser. Vol. 4, 1962, in E. M. Carus Wilson (ed.), *Essays in Economic History*, vol. 2, pp. 276-277.

- ⑧ 川北総「工業化前史の人口動態」『イギリス史研究』第五巻(一九六九年)六一七頁。

- ⑨ K. G. Davis, *op. cit.*, p. 277.

(本稿は、昭和四五年度文部省科学研究費補助金「奨励研究B」実績報告の一部である。)

(京都教育大学講師・附属高校教諭)

Eleuthes (<Ölöt) des Tsing, qu'on prenait pour synonyme des " quatre Oirat ", semblent être le surnom des Khošüt, ou plus exactement celui de la famille princière de cette tribu à son apogée. Le " Royaume des Eleuthes " devait précéder donc le " Royaume des Djourghar ".

Discourse on Traffic by Lewes Roberts
and the Navigation Act

By Minoru Asada

The age between the economic depression in 1620's and the Puritan Revolution was a harsh time even for the London merchants, the *elite* class of business circles in England. In this environment Lewes Roberts, on whom I will now discuss, was a trade merchant who could design a plan to find the way out of the depression by advocating the Dutch type entrepôt trade. Though some researches have been made on Roberts, I am afraid that he has been regarded as a so-called semi-feudal merchant or an adherent mercantilist on the ground that he was an advocator of entrepôt trade.

However, when we consider the situation of the English trade in the international arena in that period, or when we further consider it in the context of the Navigation Act of Cromwell, we find that it destined the way of the commercial expansion and the economic growth of England. Therefore we feel it necessary to make a reconsideration on his discourse.

In this article I shall investigate Roberts' discourse on traffic in connection with some data that suggest the formation of the Navigation Act.

The " Charter of 1804 "

—The colonial policy after the fall of
the Dutch East India Company—

By Y. Tabuchi

After the fall of the Dutch East India Company, there were two trends concerning how to govern the territories, one of which was the " indirect